

(別紙)寄せられたご意見の概要とご意見に対する考え方

〇「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について

通番	対象	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	I-1-2 消費者の操作ミスによる 錯誤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-1-2 消費者の操作ミスによる錯誤 2(3) (15頁25行目以下)</li> <li>・意見内容 事業者が、通常の確認画面を表示する購入申し込みボタンと、確認画面を不要とする購入申し込みボタンとを並列的に表示している場合に、消費者が後者のボタンを押下した場合は、消費者が電子契約法第3条ただし書きの「確認を求める措置」を要しない旨の意思を表明した場合に該当する旨を明記すべきである。</li> <li>・理由 通常の確認画面を表示する形式での購入申し込みボタンと、ワンクリックでの申し込みを行うことができる購入申し込みボタンとを並列的に表示する場合、利用者が後者のボタンを選択して申込を行うことにより、利用者自ら確認画面を表示させることなく速やかに注文を完了することを選択して注文を行うことが明らかであるため。</li> </ul>	<p>確認措置を講ずる必要がない旨の「意思の表明」があったと認められるためには、消費者がその自主的な判断により、自ら積極的に確認措置の提供が必要でないことを事業者に明らかにするものであることが必要です。具体的にどのような場合がこれに当たるかは、個別具体的な事案によりますが、今後の実務や裁判例を注視して参ります。</p>
2	I-1-3 ワンクリック請求と契約の 履行義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版18頁以降</li> <li>・意見内容 ワンクリック詐欺に錯誤を使うと新民法では無視せざるに連絡しなければならないことになる。むしろ有料であることに気付かなくなっているのは548条の2第2項の「その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をなしかつたものとみなす」を使うべきである。</li> <li>・理由 錯誤は無効でなく取消し可能になった。取消しなら取消しの意思表示をしなければならない。</li> </ul>	<p>錯誤取消は、請求に応じない法的根拠がないことの一つとして挙げているものです。もっとも、そもそもワンクリック詐欺の場合は、契約が不成立と考えられる場合が多いと考えられます。そして、その場合は特段の意思表示を行う必要はありません。ご指摘の定型約款に関する規定も適用の可能性がありますが、ワンクリック詐欺においては、上述のとおり、そもそも定型取引合意自体が認められず、みなし合意の効力を検討するまでもないことが一般的と考えられます。</p>
3	I-2-1-1 利用規約の定型約款と しての契約への組入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>□考え方 (1) 定型約款の内容が契約の内容とみなされるための要件(23頁)</li> <li>■意見内容 □定型約款の該当判断方法として、当事者が該当を任意に選択できないことについて、以下の点を明確にすべきと考える。 □定型約款該当性の判断は、定型約款準備者と相手方(顧客)にとっても取引の内容が客観的であることが合理的であると客観的に評価されることが出来る場合に限られる(※1) □ある取引が定型約款に該当するか否かを当事者が任意に選択できず、たとえ相手方との間で本取引は定型約款ではない旨を合意したとしても定型約款の規定の適用は免れないと考えられる。(※2)</li> <li>■理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) □明示されている(定型約款に当たると考えられる場合)だけでは、該当判断ができないため。 □根拠出典(※1)「定型約款の実務Q&amp;A」村松秀樹＝松尾博憲著(商事法務)29頁 □根拠出典(※2)「practical金融法務債権法改正第2版」三井住友銀行法務室著(きんざい)379頁</li> </ul>	<p>I-2-1-1では、「定型約款に関する民法上の規律が適用されるか否かは、当事者の意思によって決せられるものではない。その取引で用いられる利用規約を定型約款としない旨の合意があったとしても、客観的に見て要件が充足される場合には、その利用規約は定型約款とされ、定型約款に対する規律に服することになる」旨を記載しており(2)。(2)、ご指摘の趣旨を反映しているものと考えております。</p>
4	I-2-1-1 利用規約の定型約款と しての契約への組入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ii) 定型約款を契約の内容とする合意(27頁)</li> <li>■意見内容 □新民法548条の2第1項第2号の合意は、黙示でも可能と説明されているが、この黙示の合意が有効となるのは、どのような定型取引であるのかを明確にする必要があると考える。</li> <li>■理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) □定型約款が利用される取引であることが一般に認知されているようなものについては、一定の定型取引においては、黙示の合意が可能と考えられる。この、定型約款が利用されるものが一般に認知されている定型取引とは、金融機関の預金取引や保険取引の約款に限られるのかの説明が必要と考える。(※3)</li> <li>■理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) □黙示の合意が組入要件として有効となる定型取引の範囲を明確化するため。 □根拠出典(※3)「定型約款の実務Q&amp;A」村松秀樹＝松尾博憲著(商事法務)78頁</li> </ul>	<p>「定型約款を契約の内容とする旨の合意」(民法第548条の2第1項第1号)が成立したか否かは、事実認定の問題として、個別の事案における具体的な事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられます。ご指摘の点については、今後の実務や裁判例を注視して参ります。</p>
5	I-2-1-1 利用規約の定型約款と しての契約への組入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-2-1-1の1(1)中「(信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項と考えられる場合)」</li> <li>・意見内容 これらは全て、消費者契約について例を挙げていることを明示すべき。</li> <li>・理由 挙げられている事例は消費者契約法において規定ないし議論されているものであり、事業者間取引においては必ずしも当てはまらないと考えられるため。</li> </ul>	<p>定型約款の不当条項規制(民法第548条の2第2項)における信義則違反の有無の判断については、顧客である相手方が約款の個別の条項の内容を認識しないうちま取引が行われるという定型取引の特質を重視して行われるとされているところですが、この点で、消費者と事業者との間に交渉力や情報等の格差があることを踏まえて判断される消費者契約法第10条とは異なるものとされています。そのため、消費者契約法第10条の適用が問題とされている事例であっても、それとは別に、定型約款の不当条項規制の適用可能性が問題とされます。したがって、定型約款の不当条項規制について論じる場合には、消費者契約であることを明示することは適切ではないと考えられます。なお、「信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項と考えられる場合」として記載している例は、いずれも、次のURLで示す国会審議での法務省からの答弁において、民法第548条の2第2項の適用される可能性のある例として示されているところですが、これらの条件が満たされた場合であってもなお信義則違反とならない場合もあることを明確にするため、「信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項と考えられる場合」を、「信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項と解され得る場合」に修正しました。</p> <p>第193回国会参議院法務委員会議事録第14号28頁(小川政府参考人発言) https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119315206X01420170525&amp;spkNum=239&amp;single</p>
6	I-2-1-1 利用規約の定型約款と しての契約への組入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-2-1-1の1(1)中「(信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項と考えられる場合)」</li> <li>・意見内容 本来の商品に加えて想定外の別の商品の購入を義務付ける抱き合わせ販売の条項を削除するか、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」の例として掲載すべき。</li> <li>・理由 当該事例は消費者契約法第10条前段(第1要件)の例示であって、ただちに後段の第2要件を満たすとは限らないため。(消費者契約法逐条解説参照) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/</li> </ul>	<p>定型約款に該当するか否かは、特定商取引法第15条の3ただし書の適用があるか否かにかかわらず、民法第548条の2に示されている要件を満たすか否かによって判断されます。したがって、特定商取引法上の表示義務を満たすために「特定商取引法上の表示」として掲載しているだけでは、定型約款該当性を肯定することは難しいと考えられます。もっとも、I-2-1-1に示しているとおり、「特定商取引法上の表示」として記載されている条項群であっても、定型約款として契約の内容とすることを目的として準備された条項であること明らかにする手段が別途講じられている場合には、私法上の効力が発生する可能性はあるものと考えられます。</p>
7	I-2-1-1 利用規約の定型約款と しての契約への組入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-2-1-1の2(2)ii)の第3段落</li> <li>・意見内容 特定商取引法に基づく表示のうち、返品特約については、契約の内容とすることを目的として準備されたものであることが明らかであり、特定商取引法上の表示義務を履行することを主目的としているからといって、定型約款該当性を否定されるべきでない。</li> <li>・理由 返品特約は特商法上の原則に従う場合は表示が不要であり、特定商取引法上の表示義務を履行することを主目的にしているとも言えず、また仮にそうであっても、特商法に基づく返品特約の表示内容が特商法上の原則に優位して適用されることは明らかであり、返品特約は定型約款の代表格ともいえるべきものである。</li> </ul>	<p>定型約款に該当するか否かは、特定商取引法第15条の3ただし書の適用があるか否かにかかわらず、民法第548条の2に示されている要件を満たすか否かによって判断されます。したがって、特定商取引法上の表示義務を満たすために「特定商取引法上の表示」として掲載しているだけでは、定型約款該当性を肯定することは難しいと考えられます。もっとも、I-2-1-1に示しているとおり、「特定商取引法上の表示」として記載されている条項群であっても、定型約款として契約の内容とすることを目的として準備された条項であること明らかにする手段が別途講じられている場合には、私法上の効力が発生する可能性はあるものと考えられます。</p>

8	I-2-1-1	利用規約の定型約款としての契約への組入れ	<p>・該当箇所 I-2-1-1 利用規約の定型約款としての契約への組入れ (利用規約が定型約款として契約の内容とみなされると考えられる場合)の具体例(24頁2行目以下)</p> <p>・意見内容 「利用規約が定型約款として契約の内容とみなされると考えられる場合」において、以下の事項を追加すべきである。 「ウェブサイトや端末上で定型取引を行う際に、申込みボタンや購入ボタンのすぐ近くに表示されていないでも、これらのボタンを押す前段階で、事前に契約の内容とすることを目的として作成した利用規約を商品やサービス内容の一部として適用されることがわかる形でウェブサイトや端末上に表示させ、顧客がこれらのページを経て申込みボタンや購入ボタンを押す形で定型取引が完了する場合」</p> <p>・理由 定型約款の数が多き場合に、すべてを申込みボタンや購入ボタンのすぐ近くに表示できない場合もあり、他方で、実際の商品やサービスの内容が記載されているページに具体的な利用規約を記載し通知することが顧客には明確でわかりやすい場合もある。このことから、一律にすべての規約を申込みボタンや購入ボタンの近くに表示しなくても、顧客が商品購入やサービス提供を受けようとする意思を形成し申込みボタンや購入ボタンを押す前に、適用される利用規約が表示されている場合は、当該利用規約が定型約款として契約の内容とみなされるに十分な場合が想定されるため。また、定型約款に当事者が合意したものとみなされるための要件の1つである「定型約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたこと」(民法第548条の2第1項)について、相手方に理解可能な科形事で事前に表示されていることが重要な点であり、必ずしも表示場所として、申込みボタンや購入ボタンの近くに表示する必要があるとは解されず、また、そのような硬直的な解釈は電子取引の柔軟な運用を害するため。</p>	<p>I-2-1-1では、利用規約が定型約款として契約の内容とみなされると考えられる場合の例の一つとして、「ウェブサイトで定型取引を行う際に、申込みボタンや購入ボタンのすぐ近くの場所に、事前に契約の内容とすることを目的として作成した利用規約を契約の内容とする旨を表示している場合」を挙げているものであり、申込みボタンや購入ボタンのすぐ近くに利用規約を契約の内容とする旨を表示することが必ず必要である旨を述べたものではありません。取引に際して、相手方に対して定型約款を契約の内容とする旨が個別に示されていると評価ができるものであれば、「あらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」(民法第548条の2第1項)ものとして、利用規約が定型約款として規約の内容とみなされます。具体的どのような場合にこれに当たるかは、今後の実務や裁判例を注視して参ります。</p>
9	I-2-1-1	利用規約の定型約款としての契約への組入れ	<p>・該当箇所 I-2-1-1 利用規約の定型約款としての契約への組入れ ii) 契約の内容とすることを目的として準備されたものであること(26頁12行目以下)</p> <p>・意見内容 「このようなQ&amp;A等には、返品・返金の条件など契約に関わる内容が含まれることもあるが、通常、当該ウェブページの利用方法や、配送状況・購入履歴の確認の仕方、問い合わせ方法など、契約の内容とは直接関わりのない項目についての説明も多く含まれる。そのため、Q&amp;A等は、ウェブサイトの利用者に対する情報提供を目的として掲載されているものであり、契約の内容とすることを目的として準備された条項の総体ではないと考えられる。」</p> <p>この記載 「このようなQ&amp;A等のうち、配送状況・購入履歴の確認の仕方、問い合わせ方法など、契約の内容とは直接関わりのない項目についての説明は、ウェブサイトの利用者に対する情報提供を目的として掲載されているものであり、契約の内容とすることを目的として準備された条項の総体ではないと解される場合が多いと考えられる。」と修正すべきである。</p> <p>・理由 電子商取引において、「Q&amp;A、FAQ、ヘルプ、よくある質問などの名称で、取引に関する情報がウェブサイト上に掲載される場合において、「返品・返金の条件など契約に関わる内容」が含まれていることも一般的であり、「通常・・・契約の内容とは直接関わりのない項目についての説明も多く含まれる」とは断言できないと解されるため。また、「当該ウェブページの利用方法」としては、単なる技術的な説明だけではなく、当該ページを利用するにあたってのルールなども記載されていることが一般的であり、必ずしも常に「契約の内容とすることを目的として準備された条項の総体ではない」ともして分類すべきではないと解されるため。</p>	<p>定型約款であるためには、「契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」であることが求められます。契約に関わる内容を有する内容が全て定型約款となるわけではなく、「契約の内容とすることを目的として」準備されていることが求められます。そのため、仮に契約に関わる内容が多く含まれるものであったとしても、単に情報提供を目的として掲載されていると解される場合には、定型約款に該当するとはいえないものと考えられます。</p>
10	I-2-1-2	定型約款となる利用規約の開示	<p>・該当箇所 I-2-1-2 定型約款となる利用規約の開示 (2) 電磁的記録による提供(31頁10行目以下)</p> <p>・意見内容 「(2)電磁的記録による提供」を以下のとおり追記・削除すべきである(追記箇所には下線を、削除箇所には取消線を追加)。 「(2)電磁的記録による提供 民法第548条の3第1項ただし書にいう電磁的記録によって提供したというためには、定型約款の内容を記録した媒体を提供する方法や定型約款の内容を記録したデータを電子メールにより提供する方法など、相手方がそのデータを管理し、自由にその内容を確認できる態様で提供されなければならない。電子商取引において、当該画面となるウェブページ上に利用規約へのリンクが張られている場合がある。前述した解釈によれば、このようにリンクの存在のみを持って、民法第548条の3第1項ただし書にいう電磁的記録による定型約款の提供がなされたということではできない。また、サービスや顧客によっては、電子メールなどで定型約款を掲載しているウェブページのURLを単に表示するだけでも、同様に電磁的記録による定型約款の提供がなされたということではできない。事業者は、相手方の希望に応じて、ウェブページのURLの表示では足りない場合に対して、定型約款を電子メールに記述するかたちで送付する、PDFファイルで送付するなど、定型約款のデータを相手方が自由に管理・確認できるような方法で提供する必要があります。」</p> <p>・理由 現在の電子化の中で、顧客によっては、電子メールでPDFファイルなどの送付は不要で、いつも見られるURLの送付を希望される場合も相当数あるものと考えられる。このことから、ウェブページのURL表示では足りないとして断定するのではなく、書面での送付を希望する相手方にはPDF送付、そうでない相手方にはURLという形で、顧客の方の希望や求めに応じて柔軟に対応できるようにすべきであるため。</p>	<p>民法第548条の3第1項ただし書に基づき、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記録した電磁的記録を提供していたといえるためには、相手方が電磁的記録中のデータを管理し、自由にその内容を確認することが可能な態様で提供行為が行われる必要があると解されています。したがって、ホームページにアクセスすることで内容を確認することができる状態に置いていたといったことは、この要件を満たすことにはならず、典型的には、定型約款の内容を記録したPDFファイルを電子メール等で相手方に送信する方法がこれに当たると考えられます。</p>
11	I-2-1-2	定型約款となる利用規約の開示	<p>・該当箇所 I-2-1-2 定型約款となる利用規約の開示</p> <p>・意見内容 民法第548条の3ただし書における定型約款の電磁的記録の提供方法について、以下の記載を削除の上、リンクを表示する形での定型約款の提供の仕方を記載すべき。 「1)の第3段落「そのため、取引の際に注文画面となるウェブページ上に利用規約へのリンクを張ってあるだけでは、民法第548条の3第1項ただし書にいう電磁的記録によって定型約款を提供したとはいえないので、相手方からの開示請求があれば、それにしななければならない」 「2)の第2段落「前述した解釈によれば、このようなリンクの存在のみを持って、民法第548条の3第1項ただし書にいう電磁的記録による定型約款の提供がなされた」ということはできない。また、電子メールなどで定型約款を掲載しているウェブページのURLを単に表示するだけでも、同様に電磁的記録による定型約款の提供がなされたということではできない。事業者は、相手方に対して、定型約款を電子メールに記述するかたちで送付する、PDFファイルで送付するなど、定型約款のデータを相手方が自由に管理・確認できるような方法で提供する必要があります。」</p> <p>・理由 他法令において、電磁的記録による提供は、画面上の表示を活用した方法が認められているほか、リンクを示された相手方が当該リンク先に表示された情報を印刷・保存することは容易であるため。また、現代の技術に照らすと、本文にテキストを記載した電子メールを送信する方法やPDFでの提供以外の方法でも開示することは可能であり、原案に記載された方法のみを前提とすることは、イノベーションの阻害要因となるため。原案は実務・実態を踏まえていない非現実的な内容であり、準則の趣旨に照らして、実務に役に立つ情報を記載されたい。</p>	<p>民法第548条の3第1項ただし書に基づき、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記録した電磁的記録を提供していたといえるためには、相手方が電磁的記録中のデータを管理し、自由にその内容を確認することが可能な態様で提供行為が行われる必要があると解されています。したがって、ホームページにアクセスすることで内容を確認することができる状態に置いていたといったことは、この要件を満たすことにはならず、典型的には、定型約款の内容を記録したPDFファイルを電子メール等で相手方に送信する方法がこれに当たると考えられます。</p>
12	I-2-1-3	定型約款となる利用規約の契約締結後の変更	<p>□1. 考え方(32頁)</p> <p>■意見内容 □断民法548条の4では、「変更することある旨の定め」の具体的内容は定めていない。 □立法担当者の解説では、①「定型約款の変更を将来行う旨」、②「変更を実施する条件」、③「変更を実施するための手続」等の具体的に定め、その内容に沿った変更を行う場合に「変更の合理性を肯定する方向の事情」として考慮されるとされている(※6)。 □断本変更することある旨」と適用開始日などのような抽象的表現で手続的な要件を定めるのみでは、周知の有効性の合理性を肯定する方向の事情と考慮されることとすると考えられる。 そこで、上記①～③の「変更することある旨の定め」についての、定型約款の変更条項への記載内容を明確にすべきと考える。</p> <p>■理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) □変更することある旨の定め」の内容を明確にするため。 □根拠出典(※6)「定型約款の実務Q&amp;A」村松秀樹＝松尾博憲著(商事法務) 134頁</p>	<p>I-2-1-3では、「定型約款を変更するに当たって、変更条項が定型約款に含まれていることは要件とされていない。しかし、変更条項の有無及びその内容は、定型約款の変更の合理性の判断において考慮される。変更の対象や条件などを具体的に定めた変更条項が定型約款に置かれている場合には、その変更条項に従った変更をすることは、変更の合理性の判断に当たって有利な事情として考慮される」旨等を記載しており(2. (1))、ご指摘の趣旨は反映されているものと考えております。</p>

13	I-2-1-3	定型約款となる利用規約の契約締結後の変更	<p>・該当箇所 I-2-1-3 定型約款となる利用規約の契約締結後の変更</p> <p>・意見内容 2(2)のうち、「周知を終了させなければ、変更の効力は生じない」とあるが、引用する条文は民法第548条の4第2項でなく同第3項であるため、その旨修正された。また、「効力発生時期について周知を終了させなければ」を「効力発生時期について周知しなければ」に修正された。</p> <p>・理由 「周知」はある特定の行為をもって終了するものとは限らず、ウェブサイト等への掲載における周知行為には継続性があり、終了する性質のものではないため。仮に「終了」としてしまふと、ウェブサイトでの掲載行為は周知を終了したものと認められなくなってしまう。</p>	ご指摘のとおり修正しました。
14	I-2-1-3	定型約款となる利用規約の契約締結後の変更	<p>・該当箇所 I-2-1-3 定型約款となる利用規約の契約締結後の変更 変更の合理性を肯定する方向で考慮される要素の具体例(32頁)</p> <p>・意見内容 「変更の合理性を肯定する方向で考慮される要素の具体例」において、以下の事項を追加すべきである。 「定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容が、効力発生時期までに十分な期間を設けて周知されていること、並びに必要とされる周知期間は、個々の変更内容によって異なること」</p> <p>・理由 定型約款の変更にあたり、十分な周知期間を設けることにより、多くのユーザーが当該変更内容を認識することができるとともに、変更内容に同意しないユーザーによる契約離脱の機会を確保にも資することからすれば、十分な周知期間の存在は変更の合理性を肯定する方向で考慮される要素であると解され、また、このような考え方は一般的に受け入れられていると考えられるため、また、周知に要する期間は、軽微な変更であれば短期間でも足りるなど、個々の変更内容によって変わるものであり、必ずしも一定の日数を常に要するというものではないと考えられるため。</p>	周知を行うことは、民法第548条の4第1項の定型約款の変更の実体的要件ではなく、同条第2項の手続的要件として定型約款準備者に義務付けられており、利益変更でない場合(同条第1項第2号)には周知を行わないとしても変更の効力は発生しないものとされています(同条第3項)。したがって、変更内容の実体的な合理性の要素として挙げることは適切ではないと考えられます。
15	I-2-1-3	定型約款となる利用規約の契約締結後の変更	<p>「I-2-1-3 定型約款となる利用規約の契約締結後の変更」について</p> <p>今回の改訂で、利用規約の一方向の変更の要件がある程度整理され、これによりこれまで不明確だった有効性が明示された点は、サービス事業者として歓迎いたします。一方で、本項の「2. 説明(1) 変更が認められるための要件」のように、民法に沿って、有効性の基準がより厳格化する方向の改訂であることについては、サービス事業者が留意すべき点に加え、利用者目線の留意点についても記載いただくことが望ましいと考えております。</p> <p>本準則令和元年12月改訂版21頁の「(3) サイト利用規約の変更」第4段落にあった、一方の要件を満たせば「(定型約款)変更後の利用継続による黙示的な同意」が有効であるとする解釈が削除されたことは、サービス変更または拡充を継続的に行う事業者の制約が大きくなることから歓迎できません。</p> <p>また、本項の「2. 説明(2) 定型約款の変更の効力発生時期」において、定型約款の変更等の周知義務がサービス事業者に課されておりますが、「適切な方法」や周知期間について、具体的な基準や事例を示していただけますと、より本準則の実運用上の有用性が高まるのではないかと考えられます。</p>	定型約款の要件を満たす約款を変更する際は、相手方に有利な変更(民法第548条の4第1項第1号)でない限り、効力発生時期までに相手方に対して周知する必要があり、周知が完了していなければ変更の効力を生じません(民法第548条の4第2項、第3項)。この場合に、なお「利用継続による黙示的な同意」によって約款の変更の効力が認められる場合があるのか等については、今後の実務や裁判例を注視して参ります。 <p>なお、周知の方法については、ホームページにおける公表や電子メール等での送信等が考えられますが、個別事案に応じて効果的な方法を適切な方法として選択すべきものと考えられます。また、効力発生時期については、そうした周知の方法に照らして、周知が完了したといえるだけの期間をとって定めるべきものと考えられます。より具体的な事例等につきましては、今後の裁判例や実務を注視して参ります。</p>
16	I-2-3	定型約款の規定が適用されない利用規約の契約への組入れと契約締結後の規約変更	<p>□②定型約款の変更に関する民法の規定が適用されない場合(40頁)</p> <p>■意見内容 □定型約款に該当しない約款であっても、下記の場合には、新民法548条の4と同様のルールに基づいて一方当事者が契約の変更をする合意は有効であることを明確にすべきと考える □定型約款に該当しない約款であっても、定型約款と類似する性質を有するものは、一般的な理論とは別の理論の適用は可能と考えられる。(※4) □BtoB取引では、当事者は契約内容に拘束される意思を有しているのが一般的であり、定型約款の変更規定(新民法548条の4)同様の変更の合意は可能であると考えられる。(※5)</p> <p>■理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) □定型約款に該当しない約款であっても、新民法548条の4と同様の方法により変更が可能であることを明確にするため。 □根拠出典(※4)「定型約款の実務Q&amp;A」村松秀樹＝松尾博憲著(商事法務)63頁 □根拠出典(※5)「定型約款の実務Q&amp;A」村松秀樹＝松尾博憲著(商事法務)140頁</p>	定型約款の要件に該当しない契約については、民法第548条の4は適用されません。この場合、どのようなルールに基づいて契約の変更が可能であるかは、変更に係る合意の有無及びその内容等を踏まえ、一般的な契約の理論によって判断されるものと考えられます。また、ご指摘のとおり、定型約款の要件に該当しない約款であっても、定型約款が想定する特質と類似する性質を有したのものについて、一般的な契約に関する理論とは別の理論の適用を解釈論として模索することは否定されておりましたが、どのような場合であれば当該別の理論が適用され、どのような要件の下で一方的な契約変更が可能であるのかについては、現時点で一般化することは困難であると考えます。
17	I-2-4	価格誤表示と表意者の法的責任	<p>・該当箇所 I-2-4 価格誤表示と表意者の法的責任 場合</p> <p>・意見内容 「重大な過失の有無は～」の箇所について、軽過失による誤表示もあり得る旨の修正をされた。</p> <p>・理由 一般的には通販事業者は、多い場合には数十万単位の商品の情報の更新等を行っており、実務上は1つ1つを手入力しているわけではなく、例えば在庫管理システム等の不具合やいわゆるうっかりミスにより、意図と違う価格表示をしてしまう場合も考えられるため。</p>	ご指摘の箇所は、価格誤表示について常に売主に重大な過失が認められる旨を述べるものではありません。重大な過失が認められるか否かは、どのような事情により価格誤表示がなされたのかによって個別具体的に判断されます。
18	I-2-4	価格誤表示と表意者の法的責任	<p>・該当箇所 I-2-4 価格誤表示と表意者の法的責任 1(51頁6行目)</p> <p>・意見内容 「価格誤表示をした売主には、重過失があったと認められる場合が多いと考えられる。」を削除すべきである。</p> <p>・理由 価格誤表示は、必ずしも人為的なミスにより惹き起こされるものばかりではなく、システムエラーやバグ等により発生する場合もある。システム上のバグ等を一切生じさせないとは不可能であることからすれば、価格誤表示の場合に、売主に重過失が認められる場合が多いとは断言できないと解されるため。また、複雑なシステムを通じて価格が入力されない電子商取引においては、仮に価格誤表示の原因の一つに何らかの人為的なミスが関係していたとしても、それが売主の「重過失」すなわち、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでもわずかの注意さえすればたやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態(最高裁昭和32年7月9日判決・民集11巻7号1203頁)である場合が多いとまでは断言できないと解されるため。</p>	価格表示については、売主としては最も注意を払うことが想定されるものであり、その点に誤表示があった場合には、仮にシステムエラーがあったとしても、売主に重過失が認められる場合も多いものと考えられますが、個別具体的な事情によって重過失に該当しない場合も考えられます。
19	I-2-4	価格誤表示と表意者の法的責任	<p>・該当箇所 I-2-4 価格誤表示と表意者の法的責任 錯誤により契約を取り消しうる例 2例目(51頁)</p> <p>・意見内容 各該当箇所で、「値引きについての記載がないような場合」を「これに相当する大幅な値引きについての記載がないような場合」に修正する。</p> <p>・理由 電子商取引においては、会員向けに実施される値引きキャンペーン等、少額の値引きが行われることは少なくないが、このようなケースであっても、相場と表示価格の間に極めて大きな乖離があるような場合には、ユーザーにおいて、バグあるいはシステムエラーにより誤表示が行われたものであることを当然認識可能であると解されるため。</p>	ご指摘の趣旨を踏まえ、「表示価格が相場よりも2桁安いにもかかわらず、当該サイトにおいては値引きについての記載がないような場合」を、「表示価格が相場よりも2桁安いにもかかわらず、当該サイトにおいてはその表示価格に相当する値引きについての記載がないような場合」に修正しました。



28	I-3-1	なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-3-1なりすまし 2.(2)①i)</li> <li>・意見内容 「電子商取引における販売店(事業者)の善意無過失については～と解される。」及び同頁脚注2を削除する。</li> <li>・理由 一般的な電子商取引の場合、個々の決済金額は少額であることも多く、また、事業者の規模や事務処理能力の観点から必ずしも銀行取引のように高度な注意義務を課すことが相当でないと思われる場合もある。最高裁判平成15年4月8日第三小法廷判決・民集57巻4号337頁はインターネットバンキングによる機械払いの方法による預金の払い戻しについて銀行に求められる注意義務の内容を述べることと、その判示内容を直ちに電子商取引一般に敷衍することは相当でないため。</li> </ul>	なりすまし事例において、表見法理が適用されうると解釈されると考えられることを前提に、表見法理一般で要件とされる相手方の善意・無過失の判断構成はインターネットバンキングやATMの払い戻しといった対面取引でなくネットワークを通じた符号等による認証システムを用いた場合には、その注意義務判断にかかわるものとしてこれら判例は参照しうると考えられます。電子商取引に銀行と同様の注意義務が課されるとの趣旨ではなく、注意義務の程度についてはご意見のとおり個別の取引とシステムの事情を勘案して考えるものとして検討されるものと思われま。ご意見を踏まえて修正いたしました。
29	I-4	未成年者による意思表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見3 P83 1-4 未成年者による意思表示 「未成年者が受けたサービスがデジタルコンテンツ等の情報財の提供であった場合には、(略)情報財の消去を求めることができる。』に賛成です。ただし、民法改正により、成年年齢引下げで、18歳、19歳が不利益を受けることに対し、対策が必要と考えます。</li> <li>理由3. デジタルコンテンツは利用してしまうと元に戻せないで不当利得として返還請求されると、未成年者取り消しの意味がなくなるからです。しかし、改正民法施行により、成年年齢は下がりますが、成年の理解力が増すわけではありません。</li> </ul>	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。なお、民法改正による成年年齢引き下げに伴う若年成人の取引上の保護の在り方については、今後の裁判例や実務を注視して参ります。
30	I-5	インターネット通販における返品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-5 インターネット通販における返品 (85頁以下)</li> <li>・意見内容 返品特約の内容が法定返品権よりも購入者にとって有利な条件である場合には、広告上の表示と最終申込み画面での表示を要しないことを明確にすべきである。</li> <li>・理由 インターネット通販においては事業者が法定返品権よりも緩やかな条件で返品を認めていることがある。このようなケースについては、広告上の表示と最終申込み画面での表示がなくても、特定商取引法15条の3ただし書の趣旨に反することなく、また、「通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供者を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるとき」にも該当しない。逆に、必要性の低い情報を面積の限られている広告画面や最終申込み画面に表示することにより、重要な情報が埋没してしまい、ユーザーの利便性が悪くなる。そのため、法定返品権よりも緩やかな返品を認める場合には特定商取引法11条4号及び同法15条の3ただし書に定める返品特約の表示がなくても法令違反とならないことを明確にすべきである。</li> </ul>	法が返品・交換に関するトラブルが多いことを理由に特約が存する場合には特約の適正な記載を求め、これに従った記載がある場合に法定返品権を排除する効果を認めることからすると、有利であるから利用者に表示しなくてもよいという解釈は困難かと思われます。法文上も、利用者にとって有利不利にかかわらず、法定返品権と異なる特約がある場合には法に従った表示を求められています。また、利用者により有利であるか不利であるかは返品条件と効果が多様に想定されることから有利不利の判断自体困難を伴い、ご意見の解釈は困難かと思われます。
31	I-5	インターネット通販における返品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-5 インターネット通販における返品 2(3)① (87頁)</li> <li>・意見内容 特に、食品、医薬品、雑誌や植物等の、商品の特性に鑑み、一度商品が購入された場合には品質の保証ができない商品項目や著しく価値が劣化する商品項目については、法定返品権の対象外とし、あるいは、これらの商品項目の返品特約の表示方法については、「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」に示された適正な表示の例に該当しない場合でも、消費者が返品不可であることを容易に認識することができるように表示されている限り、特定商取引法違反と判断されるわけではないことを明記すべきである。</li> <li>・理由 インターネット通販において事業者が取り扱う商品には、飲食物品や医薬品、雑誌や植物、受注生産品や配送時に特別な取扱いを要する商品など、一旦消費者により購入された場合には品質の保証ができなくなり、又は著しく価値が下落し、返品に適さない商品も含まれる。昨今、AIスピーカーによる注文方法や多様な端末での注文方法において、ユーザーによるスピーディーな取引の要望等に応じるため、商品ごとに表示範囲や場所が物理的に制限される場面も多々生じてきているのが実情である。特に、上記のような商品群については、商品の特性に鑑み、「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」に示された適正な表示の例に該当しなければ法定返品権の行使がなされるとすることは、AIスピーカー等による通信販売事業の発展を阻むものであり社会全体の利益に悖ると考えられる。また、かかる商品は、購入者にとっても返品が認められないことを予測可能であるといえ、全ての商品に適用される共通のルールについて表示したページ等(共通表示部分)において返品不可であることが表示されており、広告及び最終申し込み画面から数回のページ遷移で当該共通表示部分にたどり着くことができれば、返品特約が「顧客にとって容易に認識することができるよう表示されている」と考えられる。これに対し、「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」に示された例は、具体的な商品や事業ごとの特殊性を捨象したものであり、特定商取引法上適正と判断される表示が当該ガイドラインに示された例に限定されるのではなく、当該ガイドラインに不適切な表示の例として示されたものが常に特定商取引法違反にあたるわけでもない。改定案の該当箇所のような記載では、上記のような特殊性を有する昨今のスピーディーかつユーザーの便宜に応じて提供されるインターネット取引手法においても「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」に示された例に応じれば法令違反となるかのような印象を抱かせるおそれがあり、ユーザーの期待の程度を超えて不当に電子商取引の柔軟性を阻害することになりかねない。</li> </ul>	ご指摘の箇所は、「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」に示された適正な表示の例に該当しなければ特定商取引法違反になる趣旨を述べたものではなく、同ガイドラインにおいて、認識しやすい返品特約の表示とはどのようなものであるか、また、消費者が返品特約について認識することな(契約の申込みを行ってしまう可能性を高めるような表示方法とはどのようなものであるか)について、広告媒体ごとに、具体的な例が示されていることから、その旨を紹介したものです。
32	I-5	インターネット通販における返品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 I-5 インターネット通販における返品 2(3)② (87頁、88頁)</li> <li>・意見内容 同上</li> <li>・理由 同上</li> </ul>	同上
33	I-5	インターネット通販における返品	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見4. P971-5 インターネット通販における返品(5)法定返品権以外に返品が可能な場合 「引き渡された目的物が種類又は品質に関する内容に適合しない場合(略)、契約の解除をして返品をすることができる。」という考え方に賛成です。「種類または品質」に加えて「数量」を加筆していただきたいと考えます。</li> <li>理由4. 定期購入と知らず、サブプリメントを申込み初回(数日分)が送付された数日後に、2回目(4か月分)が送付される相談事例があります。同じ商品であり、種類や品質は同じですが、あきらかに数量が異なるからです。</li> </ul>	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。また、「数量」を加えました。ただし、ご指摘の事案については、多くは債務不履行の問題以前に契約の成立、錯誤等の問題になるものと考えられます。
34	I-7	アプリマーケット運営事業者の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版109頁(2)脚注10</li> <li>・意見内容 根拠法として法の適用に関する通則法第11条ではないのか。</li> <li>・理由 解釈上問題はありますが、日本向けに販売すれば同第6項には当たらないと考えられる。</li> </ul>	特定商取引法に基づく広告の表示義務等の行政規制の適用範囲については、特定商取引法の規定の解釈により定まります。
35	I-8-1	ユーザー間取引に関するプラットフォーム事業者の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見5. P112 1-8 プラットフォーム上のユーザー間取引(2)サービス運営事業者プラットフォーム事業者と利用者との法的関係 「プラットフォーム事業者とユーザーが消費者の場合の間の契約は、(略)責任の有無又は限度を決定する権限を付与する条項等は無効となる。」に賛成です。</li> <li>理由5. プラットフォームが介在する消費者契約は増えているが、利用規約により、プラットフォーム事業者の責任を免責する条項が見受けられるためです。</li> </ul>	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。例えばプラットフォーム事業者がユーザー間の取引行為に実質的に関与しているなど、プラットフォーム事業者が取引行為に関する法的責任が生じる場合について、当該責任を全部免責する条項は、消費者契約法第8条により無効とされる可能性があります。

36	I-8-1	ユーザー間取引に関するプラットフォーム事業者の責任	「I-8-1 ユーザー間取引に関するプラットフォーム事業者の責任」について 本項ではユーザー間取引において「ユーザー」（売主又は買主）が損害を被った場合の検証がされています。多くの場合損害を被るのはユーザーですが、第三者が損害を被る場合があります。当社はコンテンツ事業者として各種コンテンツ及びそれらを商品化したものを販売していますが、ユーザー間取引ではこれらの海賊版や模倣品が取引される場合があります。ユーザー間取引を行う場を提供するプラットフォームは数多く存在し、その関わり方もそれぞれありますが、当社が販売している著作物およびそれらに係る商品について、模倣品や海賊版などの著作権侵害が発覚した場合、直ちにプラットフォーム事業者が権利者の要求に対応する必要があるのはどのような場合かの基準を作成いただくことを希望します。本項が適切でない場合は、他の項で扱っていただくでも差支えありません。現状、海賊版や模倣品を削除してもらうために権利者がプラットフォーム事業者から求められる要件は厳しいため十分に権利が保護されておらず、海賊版や模倣品のスムーズな削除のための共通の基準などがあると望ましいと思料いたします。	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
37	I-8-2	取引当事者間の法的関係	・該当箇所 I-8-2 取引当事者間の法的関係 ・意見内容 1(1)及び2(2)の表題における「売買契約の無効を主張することができる場合」を「売買契約を取り消し又は解除し得る場合」に修正された。 ・理由 ここでは、いわゆる公序良俗違反(民法90条)や虚偽表示(民法94条)等による無効ではなく、(錯誤による)取消し(債務不履行による)解除のケースであるため。無効、取消し、解除はそれぞれ法律効果が異なるため、誤解を与えないようにされた。	ご指摘を踏まえ、「売買契約の無効を主張することができる場合」を「売買契約を取り消し又は解除し得る場合」に修正しました。
38	I-8-3	インターネット・オークション及びフリマサービスにおける売買契約の成立時期	・該当箇所 I-8-3 インターネット・オークション及びフリマサービスにおける売買契約の成立時期 ・意見内容 もともと契約の成立時期が異なることが多いオークションとフリマを一括りで説明するのはなく、それぞれ別の項目を立てて記載されたい。又は、フリマサービスにも適合するよう、「落札」と書かれている箇所を修正の上、様々なサービスを包含する記載とされたい。 ・理由 例えば、通常、契約成立時期はオークションと異なり、フリマの場合は利用規約上、購入手続完了時点となっているなど、オークションとフリマとはサービスの内容・条件が異なるため。また、「落札」などの用語は、フリマでは用いられない用語であるため。	ご指摘の点は、今後の改訂の参考にさせていただきます。なお、同種のプラットフォーム(たとえばCtoCマッチングプラットフォーム)について統一的な記述が可能なところは、できる限りまとめて記載する方針ではありますが、無理な整理をしないように留意して進めて参ります。
39	I-11-2	AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合	・該当箇所 「I-11-2 AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合」の2 ・意見内容 最終文の末尾で「錯誤無効」のままになっているので、「錯誤取消し」に修正されたい。	ご指摘のとおり修正しました。
40	I-11-2	AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合	・該当箇所 I-11-2 AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合 2 (144項 20行目以降) ・意見内容 「この言い間違いは契約の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものといえるため、契約を取り消すことが可能である。」との記載を「この言い間違いは契約の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものといえるため、当該契約の取消しを主張することが可能である。」に修正すべきである。 ・理由 意思表示に対応する意思を欠く錯誤がある場合(で、契約の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものと言える場合)、当該言い間違いを理由として契約の取り消しを主張することが可能である点、明確にすべきである。	ご指摘のとおり修正しました。
41	II-1	ソーシャルメディア事業者の違法情報媒介責任	・該当箇所 II-1 ソーシャルメディア事業者の違法情報媒介責任 ・意見内容 1(1)、2(2)②に、損害賠償責任を負わないと考えられる例として、「権利者が権利侵害の明白性を証明できない場合」及び「権利を侵害されたとする者が、当該侵害されたとする権利に付き、権利主体であることを証明できない場合」等を記載された。 ・理由 プロバイダ責任制限法に基づき対応をする多くの事業者にとって「権利侵害の明白性」が削除対応の上で非常に重要な要件になる。プロバイダ責任制限法に基づく、この明白性の主張・証明は権利者側の対応義務であること、及び権利者側により当該明白性が明らかにならない場合にプロバイダが情報を放置しても免責される。このことは自明でありながらも、実務で最も論点になりやすいので、より一層の強調と、具体例として明記の上での追加が必要のため。	ご指摘の箇所は、プロバイダ責任制限法に基づき実体法上損害賠償責任が生じない場合を記載したものです。II-1では、「ブログや動画共有サービスなどのソーシャルメディアサービスを提供する事業者(以下「事業者」又は「サイト運営者」という。))は、ユーザーによって権利侵害情報がアップロードされた場合、当該情報の流通による権利侵害が明白であり、かつ当該情報の送信を防止すること(以下「削除」という。))が容易であるような場合には、情報を放置したことにより、権利侵害情報によって権利を侵害された者に対して不法行為責任(民法第709条、第719条)を負う可能性がある旨(1.(1).等)を記載しており、ご指摘の趣旨は反映されているものと考えております。
42	II-2	ソーシャルメディア事業者の違法情報媒介責任	・該当箇所 変更履歴付添178頁脚注 ・意見内容 「氏名を正確に称呼される利益は、不法行為法上の保護される。」を直す。 ・理由 日本語としておかし。判決文全文は見当たらないが、後半は「不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益」ではないのか。	ご指摘踏まえ、「人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有する」と修正しました。
43	II-4-1	景品表示法による規制	・該当箇所 II-4-1 景品表示法による規制の2(1)②iii) ・意見内容 「に係る」は、「がかかる」のままでよいのではないか。 ・理由 この箇所の「かかる」は、「費用が必要とされること」であり、「物事がかかわる」を意味する「係る」ではないと思われるため。	ご指摘のとおり修正しました。
44	II-4-1	景品表示法による規制	・該当箇所 II-4-1 景品表示法による規制 ・意見内容 2(2)③のうち、「強調表示は、対象商品・サービスの全てについて、無条件、無制約に当てはまるものと一般消費者に受け止められるため」、「強調表示は、対象商品・サービスの全てについて、無条件、無制約に当てはまるものと一般消費者に受け止められ得るため」に修正された。 ・理由 強調表示自体に条件を明示している場合など、必ずしも無条件、無制約と受け止められるものではないため。	消費者庁「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」によると、「強調表示は、対象商品・サービスの全てについて、無条件、無制約に当てはまるものと一般消費者に受け止められるため、仮に例外などがあるときは、その旨の表示(いわゆる打消し表示)を分かりやすく適切に行わなければ、その強調表示は、一般消費者に誤認され、不当表示として不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。))上問題となるおそれがある」とされており、なお、ご意見の理由として挙げられている「強調表示自体に条件を明示している場合」については、当該条件も強調表示の一部を構成し、対象製品・サービスについて「当該条件の下では」例外なく当てはまるものとして一般消費者に理解されることもあり得ると考えられます。

45	II-4-1	景品表示法による規制	意見6. P195 2-4-1 景品表示法による規制 打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点 「強調表示は、(略)不当表示として景品表示法上問題となるおそれがある。」に賛成です。 理由6. 電気通信サービスの広告においても、打消し表示が分かりにくく、消費者の誤認を招く表示が散見される。インターネットを通して契約するケースが増えており、表示の分かりにくさに対する規制は必要と思われる。	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。
46	II-7	ID・パスワード等のインターネット上での提供	・該当箇所 II-7 ID/パスワード等のインターネット上での提供 2(3)① (191ページ 1行目) ・意見内容 「～とはならない。」との記載を「～とはならない。他方、平成30年改正前の不正競争防止法における技術的制限手段の定義によってもライセンス認証等によるアクティベーション方式は技術的制限手段にあたるという考え方によると、アクティベーション方式は著作権法上の技術的利用制限手段に当たらないと考えられ、ID・パスワードの公衆への譲渡やその利用は著作権法の技術的利用制限手段の回避行為に関する規制の対象となる。」に修正すべきである。 ・理由 改訂案の記載は、ライセンス認証等によるアクティベーション方式が著作権法上の技術的利用制限手段にあたらないとの印象を持たせる可能性があるが、当該部分は中立的な記載とすべきであるため。	令和2年6月に成立した「著作権法及びプログラムの著作権に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」により、技術的利用制限手段について、定義規定の改正により、ライセンス認証など最新の技術が保護対象に含まれることとされた旨等を追記しました。
47	II-7	ID・パスワード等のインターネット上での提供	意見7. P210 2-7 ID・パスワード等のインターネット上での提供 (1)不正競争防止法による制限(2)著作権法による制限に賛成です。 理由7. オンラインゲームのキャラクター増強のために、安易に自身のID・パスワード等をインターネット上で提供するケースが見受けられますが、消費者が、違法行為であることを強く認識する必要があると思うからです。	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。
48	II-8	インターネットと肖像権・パブリシティ権等	意見8. P223 2-8 インターネットと肖像権・パブリシティ権等 肖像権、パブリシティ権により厳しい考え方を明確にしたことに賛成です。 理由8. 人権やプライバシーに対する考え方は年々変化しており、考え方を都度明確にすべきと考えます。	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。
49	II-9-1	インターネット上の著作物の利用	・該当箇所 変更履歴付き版234頁脚注1 ・意見内容 「検討の過程における利用(同法第30条の3)」を加える。 ・理由 平成24年追加。ネット上で公開された小説の映画化を検討するような場合が考えられる。もちろん最終的には許可を要する。	ご指摘の箇所では、著作権の権利制限規定のうち特に「インターネット上の情報の利用との関係で問題となりそうなもの」の例を挙げており、検討の過程における利用(同法第30条の3)は明示はしていませんが、ご指摘のとおり、インターネット上の著作物について、著作物の利用についての検討の過程における利用に供すること目的とする場合には、インターネット外の著作物における場合と同様、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。
50	II-9-1	インターネット上の著作物の利用	意見9. P232 2-9-1 インターネット上の著作物の利用 著作物の利用の範囲を「二次利用」まで広げたことに賛成です。 理由9. 二次利用の是非について消費生活相談現場にも相談が入っており、範囲等を明確に指針で示して欲しいと思うからです。	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。
51	II-9-2	サムネイル画像と著作権	・該当箇所 II-9-2 サムネイル画像と著作権 (205頁以下) ・意見内容 オンラインサービス提供事業者のウェブサイト上に自己が撮影し、投稿した写真に関して、当該ウェブサイトの利用規約上にその利用が許される旨の記載がある場合において、当該オンラインサービス提供事業者による当該写真の利用(サムネイル化を含む。)は法令上問題がない旨を明記してほしい。 ・理由 オンラインサービス提供事業者のウェブサイト上において、ユーザーが自ら撮影した写真等を投稿する機会があるが、このようなケースでは、通常、サイト利用規約等において、当該写真等の複製や改変等が許諾されている場合が多い。このようなケースについては、当該許諾の範囲内において当該事業者がこれを利用することは著作権法その他法令上の問題がないと解されるため、この点を明確にほしい。	ご指摘の趣旨を踏まえ、該当箇所に、下記下線を追記いたしました。 「(2)具体的検討 他者が著作権を有する著作物をサムネイルとして利用する場合について検討する。 サムネイルを作成し、利用する行為を分析すると、①サムネイル画像作成用に美術品等の著作物を撮影し、又はサムネイル画像の元となる著作物を自分のコンピュータにダウンロードし、②それを縮小表示したイメージデータ(サムネイル画像)を作成し、③当該サムネイル画像を自分のコンピュータにアップロードし、④それを縮小表示したイメージデータ(サムネイル画像)を作成し、⑤当該サムネイル画像をサーバーにアップロードすることとなる[4]。 この場合、サムネイルとしての利用について、著作者・著作権者から許諾が得られている場合には問題はない。 本項では、許諾が得られていない場合の上記行為について検討する。」
52	II-9-2	サムネイル画像と著作権	「II-9-2 サムネイル画像と著作権」について サムネイルの利用について、本項の「(2)具体的検討」で他者著作物のサムネイルの利用形態として「①サムネイル画像作成用に美術品等の著作物を撮影し、又はサムネイル画像の元となる著作物を自分のコンピュータにダウンロードし、②それを縮小表示したイメージデータ(サムネイル画像)を作成し、③当該サムネイル画像をサーバーにアップロードする」とありますが、実際には既に他者によりアップロードされているサムネイルをそのまま使用するケースが少なくありません。 この場合サムネイル自体又は元となる著作物の著作権を侵害しているのではないかという懸念があるところあります。個人ブログ上で他webページ由来のサムネイル画像やスクリーンショットがアップロードされている事例等について、現行著作権法の「引用」等を根拠にして許される範囲を決定する具体的基準を示していただくことを期待いたします。 加えて、web上の画像データをそのまま使用した各種紹介ページ・大規模作品リスト、出版物の実物の外観を示しての動画配信等その他これまでと態様が異なる原著作物の外観の利用方法が増えている現状、従前のサムネイルの利用に関する基準を用いるとどう判断すべきなのかをより多くの具体例をあげて説明いただけますとありがたいです。	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
53	II-9-3	著作物の写り込み	「II-9-3 著作物の写り込み」について 当社は、コンテンツクリエイターと共に様々なジャンルのコンテンツを世に送り出し、また自らもクリエイターの立場であることから、冒頭の例2にあるような「自分のウェブページへのアップロード」を行う場合だけでなく、SNSや動画共有サービス等により著作物の望まない著作物の複製の拡散があった場合についても、何が適法な写り込みであるか具体例を挙げてお示しいただくことを強く期待いたします。 また、当社が関与するコンテンツ事業において、コンテンツ制作時に、背景の一部として、看板が現実のものに酷似して描かれたことについて、実店舗から苦情が示されるという事例を把握しており、写り込みを正しく理解するための制作者への注意喚起も非常に重要であると考えております。	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
54	III-1-1	情報財が媒体を介して提供される場合	・該当箇所 III-1-1 情報財が媒体を介して提供される場合 2-(3)-③ ・意見内容 クリックオン契約の場合、契約の内容等の表示を最後までスクロールさせなくても契約内容を認識したうえでクリックしたのであれば返品不可となると考えられ、この点を記載されたい。 ・理由 一般的に、ライセンス契約に同意する前に契約の内容が一読できる状態にある場合、それを最後まで読むことが期待されるはずであり、一読できる状態で一旦同意した以上、「知らなかった」という主張は重大な過失であると考えられ、錯誤等による取消しを主張できなくなる典型的なケースに該当すると思われる。これは明確に国民に示す必要があると考えられるため。	ご指摘の記載は、十分条件の趣旨で従前から記載してきたものであり、記載されている事例以外の場合を排除するものではありません。

55	Ⅲ-1-1	情報財が媒体を介して提供される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版268頁脚注</li> <li>・意見内容 特定商取引法第15条の2-特定商取引法第15条の3</li> <li>・理由 平成28年改正(29年施行)で移った。</li> </ul>	ご指摘のとおり修正しました。
56	Ⅲ-1-3	重要事項不提供の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 Ⅲ-1-3 重要事項不提供の効果 (238頁以下)</li> <li>・意見内容 パッケージソフトウェアに関する記載、ダウンロード販売に関する記載と併記する形で維持すべきであるとする。</li> <li>・理由 今日ではダウンロード販売の形態が一般化したとはいえ、未だパッケージ版による販売に対するニーズも存在し、パッケージソフトウェアの場合も、ダウンロード販売と同等の規律に服すると解されるため。</li> </ul>	今回の改訂では、近年、ソフトウェアについてダウンロード販売の形態が拡大していることを踏まえ、ダウンロード販売を事例として扱うことにしたものです。
57	Ⅲ-1-3	重要事項不提供の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 Ⅲ-1-3 重要事項不提供の効果 2.(4) 情報提供義務の内容 (240頁21行目)</li> <li>・意見内容 「明示されているのが一般的である」を「明示されていることもある」に修正する。</li> <li>・理由 情報提供義務の内容に関する箇所において、「ファイルサイズなども明示されているのが一般的である」という記載があることから、ユーザーにおいて、ソフトウェアの販売に際してはそのファイルサイズが明記されているべきであるという期待が生まれ、原則としてファイルサイズを記載することが要求されてしまうと、ベンダーや販売業者による手続の柔軟性を阻害するおそれがあるため。また、実際のファイルサイズに関する表示が無くても要求されるハードディスク容量の表示があればユーザーに対する情報提供は十分であると考える。</li> </ul>	ご指摘を踏まえ、「また近時は、ダウンロードされる情報財のファイルサイズが大きくなっているため、ファイルサイズなども明示されているのが一般的である。」を、「また近時は、ダウンロードされる情報財のファイルサイズが大きい場合もあり、そのような場合にはファイルサイズなども明示されていることもある。」に修正いたしました。
58	Ⅲ-1-3	重要事項不提供の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版276頁○1</li> <li>・意見内容 要素の錯誤か動機の錯誤かという問題になっているが、この点について何も書いていないのは納得がいかない。</li> <li>・理由 Mac版OfficeとWindows版Officeを間違えるのは要素の錯誤なのか。片方しかない場合はどうなのか。</li> </ul>	いかなる場合に要素の錯誤となるのかは個別具体的な事案によりますが、一般に、OS等の動作環境は情報財が使用できるか否かを判断する上での重要な情報となる場合があり、動作環境についての錯誤が要素の錯誤になることがあることを前提にしております。
59	Ⅲ-2	当事者による契約締結行為が存在しないライセンス契約の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版260頁本文下から4行目、以下も</li> <li>・意見内容 民法第526条第2項→民法第527条</li> <li>・理由 改正で移った。</li> </ul>	ご指摘のとおり修正しました。
60	Ⅲ-4	ライセンス契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 Ⅲ-4 ライセンス契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容</li> <li>・意見内容 2.(1)②で原状回復義務の根拠条項として民法545条「第1項本文」と記載を変更するのであれば、2.(1)①も同様に変更されたい。</li> <li>・理由 引用条項番号の正確な記載を期すため。</li> </ul>	ご指摘のとおり修正しました。
61	Ⅲ-4	ライセンス契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 Ⅲ-4 ライセンス契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容</li> <li>・意見内容 2.(2)①第1段落の「原状回復を内容とする不当利得返還義務」を「民法121条の2第1項に基づく原状回復義務及び同703条に基づく不当利得返還義務」に修正された。</li> <li>・理由 原状回復義務と不当利得返還義務は異なる義務であるため。また、不当利得返還義務は現存利益が残っている範囲内での返還義務であり、原状をそのまま回復するものでは必ずしもなく、表現の正確性を期すため。</li> </ul>	ご指摘を踏まえ、「原状回復を内容とする不当利得返還義務」との記載を、「不当利得返還義務又は原状回復義務」と修正しました。
62	Ⅲ-6	SaaS・ASPのためのSLA(Service Level Agreement)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版322頁最初の段落の末尾判</li> <li>・意見内容 「最高裁」の前に「成文化前の対抗力なしの場合の」を追加すべき。</li> <li>・理由 通常は借地借家法10条1項により対抗力を持つのでわざわざ「賃貸人たる地位を譲渡」する必要はないが、この判例の事例では譲渡の時点で建物をまだ建てておらず対抗力がないので「賃貸人たる地位を譲渡」の必要を招く。断らないと誤解を招く。</li> </ul>	ご指摘の箇所は、情報財のライセンサーとしての地位の移転に関して、最高裁昭和46年4月23日判決(賃貸借の目的となつている土地の所有者が、その所有権とともに賃貸人たる地位を他に譲渡する場合には、賃貸人の義務の移転を伴うからといって、特段の事情のないかぎり、賃借人の承諾を必要としなしたも)が解釈上の参考になる趣旨を述べるものであり、文脈に照らして必要十分な記載であると考えております。
63	Ⅲ-8	ユーザーの知的財産権譲受人への対抗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版321頁2(1)</li> <li>・意見内容 民再について否定(東京地判平26.7.11)</li> <li>・理由 意見内容のとおり。</li> </ul>	ご指摘の箇所は、ベンダー(ライセンサー)が倒産した場合に、破産法や民事再生法等に定められた双方未履行契約の解除権に基づき、破産管財人や再生債務者等から契約を一方的に解除することができる場合がある旨を述べたものであり、特に修正の必要はないものと考えます。
64	Ⅲ-9	ソフトウェア特許権の行使と権利濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版325頁脚注1</li> <li>・意見内容 この脚注は不要。なお以下脚注番号ずらす。</li> <li>・理由 ソフトウェアに特許を認めることに関して解釈上問題があるのでこういう脚注をつけたものと思われるが、平成14年特許法2条3項改正で「物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては……」とあるので現在はソフトウェアの特許と認めることに問題はない。</li> </ul>	ご指摘の脚注は、本論点の対象となる「ソフトウェアに係る特許権」の意味するところを明らかにする趣旨です。
65	Ⅲ-9	ソフトウェア特許権の行使と権利濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 変更履歴付き版330頁脚注19</li> <li>・意見内容 日付は間違っていないのか。それから判決引用文中「競売価格は本件土地にYの貸借権が設定されているものとして扱っても十分見合う金額であること」の直後に次の注をつけるべきである。</li> <li>【注：その後昭和54年に民事執行法が制定されて第60条により最低売却価額(平成16年改正による売却基準価額の8割)が定められることになり、しかも現在は競争も激しくなってきたので、現在はこういった事態は防げるようになった。】</li> <li>・理由 内容から言って次の脚注20と同じ事件のようにも見えるが、最高裁判例の脚注20より後の日付の地裁判決になっているが、間違いはないのか。それからあくまで「当時だから」容易に生じる事態であることをはっきりさせるべきである。</li> </ul>	ご指摘の箇所は、ライセンス交渉に応じないことが権利濫用の判断要素となり得るかという点に関して、建物収去土地明渡請求が権利濫用に当たるか否かが争われた裁判例が解釈上の参考になる趣旨を述べたものであり、文脈に照らして必要十分な記載であると考えております。



66	Ⅲ-12-2	デジタルコンテンツ利用契約終了後のデジタルコンテンツの利用	「Ⅲ-12-2 デジタルコンテンツ利用契約終了後のデジタルコンテンツの利用」について 今回の改訂において、デジタルコンテンツ利用契約の終了に伴い、事業者がデジタルコンテンツの利用継続を停止するために技術的利用制限を講じることに伴って許容される旨の明示がなされた点は歓迎いたします。デジタルコンテンツを提供する事業者にとっては、「2. 説明(3) デジタルコンテンツ提供サービス終了に伴い事業者が契約を終了する場合 (2) デジタルコンテンツ利用契約終了の効果 ii) 事後処理に関する規定がない場合」は大きな関心事であり、ぜひこの場合における技術的利用制限の考え方についてもお示しいただきたいと思っております。また、利用契約に該当の規定を設けていない場合のサービス終了時の周知期間について、具体的な基準や事例を盛り込んでいただくことを希望いたします。	Ⅲ-12-2では、利用契約終了後はユーザーはデジタルコンテンツの利用を継続できないといった事後処理に関する条項を定めている場合には、利用契約終了後に事業者が技術的利用制限を講じることが原則として可能である旨を示しています。そのような事前の定めのない場合には、技術的利用制限を施してコンテンツの利用をできなくすることを正当化できるかどうかについては議論があり得るところであり、現時点では準則で一律的な記述を行うことは困難です。なお、サービス終了時の周知期間につきましては、コンテンツの種類やサービス内容によっても異なってくると考えられますところ、今後の実務や裁判例を注視して参ります。
67	Ⅲ-12-3	電子出版物の再配信を行う義務	「Ⅲ-12-3 電子出版物の再配信を行う義務」について 「Ⅲ-12-2 デジタルコンテンツ利用契約終了後のデジタルコンテンツの利用」において、「技術的利用制限」に関する記述が追加されたところ、本項目については、特段の改訂がなされておりません。「Ⅲ-12 デジタルコンテンツ」において示された定義に従い、電子出版物の提供においてもⅢ-12-2の解釈を準用できるとの理解で正しければ、再配信との関係という観点から「技術的利用制限」についての解釈も記載いただけたと実務者の助けになるものと思っております。	Ⅲ-12-2においては、デジタル・コンテンツ全般を対象としておりますので、電子出版物(電子書籍)にも当てはまるものと考えております。なお、Ⅲ-12-3は、事業者の再配信義務に関するものであり、技術的利用制限については直接は関係しないものと考えます。
68	Ⅲ-12-4	オンラインゲームにおけるゲーム内アイテムに関する権利関係	意見10、P359 3-12-4 オンラインゲームにおけるゲーム内アイテムに関する権利関係 債務不履行による責任の全部免除条項が消費者契約法第8条で無効となることが明記されたことに賛成です。 理由10 オンラインゲーム会社に限らず、全部免除条項を規約に記載している事業者は多く、消費者保護の認識が不足していると思われるので、準則に明記されたことは喜ばしいと思っております。	当該記載の趣旨に賛成のご意見として承りました。
69	その他		・該当箇所 全体について ・意見内容 これまでの「準則」の存在意義や性質、実務での利用のされ方、等を踏まえ、適切な名称が何かも含め、在り方の再検討をすべき。 例えば、様々な取引が基本的にオンラインで行われるようになることを踏まえれば、対象を際限なく広げるのではなく、議論や検討の範囲を吟味し、的を絞って実務上有益な「円滑な実務の遂行に向けた参考資料」を目指すべき。 また、議論や検討の対象そのものを事業者等から公募すべきであり、非公開の場で議論するのではなく、公開の場で議論を行い、プロセスの透明化を図るべき。 ・理由 当連盟はこれまで、本準則に対しては論点の選択からパブリックコメントに至るまでその作成プロセスが公開の議論に基づいておらず、透明性に問題があること、議論が成熟していない論点を取り上げることによって実務者が参考にする指針としては内容の精度が不十分であること、様々な法令の解釈が包含された「準則」として行政府が発する文書において見解を述べることの危険性等を指摘しており、民事関係法令の解釈の指針としての在り方には疑問を呈してきたところである。取引のデジタル化が進み、基本的にとの様な取引もオンラインで行われる世の中になってきていることから、既に数百ページに及ぶ「準則」を今後どのような目的でどのようなものにしていくべきか、利用実態を踏まえ、準則の在り方そのものを再検討する必要があると考えたため。	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂にあたっては、その内容の精度を担保するために、取引態様や技術の実態・動向、ADRや消費者相談における解決事例の蓄積、国際的なルール整備の状況等、様々な事情を考慮して論点を選択し、法学者や弁護士等の法律専門家のほか、消費者団体、事業者、関係省庁等からも助言をいただきながら、産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会IT利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループでも議論を実施しております。また、準則の役割としては、現行法の解釈について一つの考え方を提示することにより、電子商取引や情報財取引等を巡る法解釈の指針として機能することを想定しており、何ら法的拘束力を有するものではありません。いただいたご意見に関しては、今後の準則の在り方の参考にさせていただきます。
70	その他		・該当箇所 随所 ・意見内容 リンクが2行以上になると正常にリンクにならないのを直す。 ・理由 意見内容のとおり。 (他、体裁に関するご意見17件)	体裁に関していただいたご意見について、適宜採用させていただきます。
71	その他		判例については便利と媒体に依らない適切な参照の可能性のため、事件番号を付けられたい。 大審院時代から、最高裁判所では適切に事件番号を用いているが、嘆かわしい事に司法関係雑誌などはそれをしていない。しかしそれは自らの権威と存在感を強めるための裏及び業界人の通謀であって不適切なものであり、行政機関(※1)が追随するのは不適切なものである。確実に一意な指号と媒体に依らない参照が可能である事件番号について必ず載せるようにされたい。(本文中でも脚注部でも可であるが、必ず載せるようにされたい。そして、事件番号を載せた上で、判例集や雑誌等の頁についての記述を行われたい。) (市民として言うべきであるが、判例集のうちいくつかのものについては、一般市民が入手困難なものである。その事について意識し、複数の手段によつての探索が行えるように、事件番号についての記載を行われたい。それは民主主義的である事についても認識されたい。) ※1 もっとも、法務省についてその代表たる法務省の質は国民が青ざめる程に低い	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
				* その他、準則には関係ないご意見1件があった